

# いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant  
Corporation

2023/03

VOL.130

## ● 障害者雇用率の段階的な改正予定 令和6年4月1日から2.5%へ！！

厚生労働省は、障害者雇用促進法に基づき、令和5年度からの障害者雇用率の改定予定を公表しました。なお、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度において2.3%で据え置きとなっており、段階的な引き上げになる予定です。

また、除外率についても、令和7年4月から10ポイント引き下げる予定です。

改定予定年度	障害者法定雇用率	障害者雇用義務のある企業 (短時間労働者は原則0.5人カウント)
R5年度 (R5.4.1) から	2.3% (据置)	43.5人以上
R6年度 (R6.4.1) から	2.5%	40.0人以上
R8年度 (R8.4.1) から	2.7%	37.5人以上

### ・ 障害者雇用促進法の目的は？

障害者雇用促進法は、障害者と障害の無い者との分け隔てなく、それぞれの適性や能力を最大限発揮できる職業に就き、障害者が社会人として、自立した生活を送れるように職業の安定を図ることが目的となっております。

### ・ 障害者雇用率制度・除外率制度とは？

「障害者雇用率制度」とは、事業主に、実際に雇用する従業員に占める障害者の雇用の割合を法定雇用率以上にすることを義務付けている制度になります。

具体的に言えば、令和4年度現在の法定雇用率は2.3%です。そのため、従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。

また「除外率制度」とは、障害者の就業が一般的に困難（危険・複雑・精密）であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、障害者の雇用義務を軽減する制度になります。この除外率は、それぞれの業種における障害者の就業が一般的に困難であると認められる職務の割合に応じて決められています。

(例) 建設業 労働者数 100人の場合 除外率20%

除外率なし：100人×2.3% = 2.3人

2人以上の雇用義務

除外率あり：(100人 - 20人) × 2.3% = 1.84人

↳ 除外率20%相当

1人以上の雇用義務

除外率設定業種	除外率
建設業	20%
警備業	25%
介護 老人 保健 施設 等	30%
幼稚園	60%

※除外率表より一部抜粋してあります。

## ・障害者雇用納付金制度とは？

この制度は、大まかにいえば、しっかりと義務を果たしていない事業主には、納付金の徴収を行い、反対に義務を果たしている事業主へは助成・援助を行い、全体として障害者雇用の促進と職業の安定を図る制度です。

制度名	概要
障害者雇用納付金	法定雇用率を未達成の企業のうち、常用労働者100人超の事業主から、不足している障害者数に応じて1人当たり月額50,000円を毎年度納付
障害者雇用調整金	常用労働者100人を超えており、法定雇用労働者数を超過雇用している事業主に対して、超過障害者数に応じて1人当たり月額27,000円支給
報奨金	常用労働者100人以下で、常用労働者数が一定を超えている事業主に対して、障害者数に応じて1人当たり月額21,000円支給 ※月平均雇用率4%又は6人雇用の企業が対象

## ・令和5年度の雇用保険改正のお知らせ

今年の4月1日より下記へ雇用保険料率が改定されます。給与計算の際に、労働者から徴収する雇用保険料が変更になりますので、事前に弊社担当者へご確認下さい！！

事業の種類	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

## 【教えて！いいの先生!! 最新動画の公開について】



今回のテーマは・・・ 月60時間を超える時間外労働の割増賃金

令和5年4月1日から、中小企業を対象に月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上に引き上げられます。今回はこちらの解説動画と資料をアップロードさせていただきます。改正まであと少しです。是非ご視聴・ご活用ください!!

サムネイル	内容
	1. 改正内容を見ていきましょう
	2. 法定休日を定めていますか？
	3. 割増賃金を正しく理解していますか？
	4. 割増率と月60時間集計の実務ポイント
	5. 月60時間の算出方法の具体例
	6. 就業規則に規定しましょう 未払賃金が請求できる期間が延長されています 36協定と月60時間超

3/9 (木) より、YouTubeにて公開中！！

ぜひ見てねッ！！

